

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であることを確認したことを証するものである。

発行日： 第 号
有効期限： 年 月 日
有効期限： 発行日から1ヶ月間

事業等の種別	旅客〔乗合（路線定期・その他）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定〕 貨物〔一般・特定・軽・霊柩・第二種利用〕 その他〔レンタカー・（ ）〕		
使用者の名称 (事業者名)		所属営業所名	
使用者の住所 (事業者の住所)		使用の本拠の位置 (営業所の位置)	
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・抹消等）する自動車
自動車登録番号等 (車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	車台番号		※登録完了印・登録官印
	①自動車の年式… 年	①自動車の年式… 年	
	②旅客自動車のみ… 自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm	②旅客自動車のみ… 自動車の乗車定員 人 自動車の長さ cm	
	③貨物自動車のみ… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽〕 最大積載量 kg	③貨物自動車のみ… 種別〔普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽〕 最大積載量 kg	
事案発生理由	※新規許可・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止・取消し・ 事業計画の変更〔増車・減車・代替（上・下）・営配・他支局管内への移動（ 運輸支局 → 運輸支局） 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更・その他（ ）		
備考欄	ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー		
確認印及び 担当官印	※確認印・担当官印	注) 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録窓口に提出して下さい。 3. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行ってください。 4. ※印の欄は記入しないで下さい。	
輸送・監査部門		発行元連絡先； — — 【 運輸局 運輸支局 】	